

一般競争入札公告

令和 7年 9月16日

社会福祉法人 邑元会

理事長 藤間 憲一

社会福祉法人邑元会の発注する「旧特別養護老人ホームあかつき 解体工事」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

1 工事概要

- (1) 工 事 名 称 旧特別養護老人ホームあかつき 解体工事
- (2) 工 事 場 所 埼玉県深谷市藤野木117番地
- (3) 工 事 種 別 解体工事
- (4) 工 事 内 容 解体工事一式
- (5) 工 事 期 間 契約締結日から令和 8年 4月30日まで
- (6) 建 物 概 要 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺4階建

1階 1089.00

2階 980.10

3階 964.94

4階 964.94

塔屋 99.55

延べ床面積 4094.54

機械室 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建

40.00

受水槽・浄化槽・117番地9駐車場用地

112番1・138番5 (1,536㎡) 回復工事

敷地面積 3854.51㎡

建築面積 1192.26㎡

2 入札方法等

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
- (2) 最低制限価格 有 (非公開)
- (3) 入札予定価格 有 (非公開)
- (4) 入札保証金 無 (免除)

3 入札参加資格等

次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き又は再生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 令和 7 年 9 月 1 日現在の埼玉県競争入札参加資格者名簿（解体工事）に登録されている単体企業（共同企業体は不可）で、直近の評価が次の条件を満たした事業者とする。
 - ①解体工事業の格付けが A 級もしくは B 級であること。
 - ②埼玉県内の県土整備事務所資格者名簿に記載された事業者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 解体工事業の許可を有すること。
- (7) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。
また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和 7 年 9 月 25 日（木） 16 時まで（土日祝日を除く）

(2) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
- イ 一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
- ウ 会社案内・会社経歴書
- エ 建設業許可証明書の写し
- オ 資格審査数値を証する書類の写し
- カ 管理技術者を証する資格証の写し
- ※ 書式は、下記の問い合わせ先に電子メールで請求のこと。
- ※ 提出書類は返却いたしません。

(3) 提出方法

入札希望の方は（1）の期日までに電子メールで申し込みを行い、原本は速やかに郵送すること。（令和 7 年 9 月 25 日必着）

(4) 提出・問合せ先

社会福祉法人邑元会 法人本部

埼玉県深谷市東方2737番1

電話：048-574-8080

メール：kanbe@akatsuki.yugenkai.or.jp

担当者：施設長 神戸 章

※問い合わせ時間は、10時から16時までとする。(土日祝日を除く)

5 一般競争入札参加資格等確認通知及び設計図書等の配布

(1) 入札参加資格等確認審査後、全ての業者に参加資格の有無について書面で通知する。

(2) 入札参加資格が有と確認された業者には、資料等(入札説明書、入札等書式、図面・仕様書等)を電子データ(CD-R保存)で配布する。

(3) 配布した設計図書等は入札日に持参し、返却するものとする。

(4) 設計図書等に質疑がある場合は、指定様式にて、下記期日までに上記のメールアドレスへ送付すること。

① 質疑期限 令和7年10月14日(火) 12時までExcelデータでメール

② 回答期限 令和7年10月20日(月) 17時までメールにより通知する。

6 入札日程等

(1) 公 告 日：令和7年 9月16日(火)

(2) 参加資格申請締切日時：令和7年 9月25日(木) 16時必着

(3) 参加資格通知日：令和7年 9月30日(火) 発送

(4) 設計図書等配布日：令和7年10月 1日(水) 発送

(5) 質疑書締切日時：令和7年10月14日(火) 12時必着

(6) 質疑回答日：令和7年10月20日(月) 17時までに回答

(7) 入 札 日

① 日 時：令和7年10月24日(金) 10時から

(9時30分から9時55分までに受付を完了すること)

② 入札場所：総合福祉施設あかつき 会議室

(埼玉県深谷市東方2737番1)

③ 入札方法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函

④ 開 札：入札後即開札

7 入札にあたっての注意事項

(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

(4) 入札参加にあたっては、入札日当日に入札金額見積内訳書を持参すること。

落札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。

(5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。

(6) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 次に掲げる入札書による入札

ア 入札者の押印がない入札書

イ 入札金額を訂正した入札書

ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの

エ 押印された印影が明らかでない入札書

オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書

③ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 代理人で委任状を提出しない者

イ 他人の代理を兼ねた者

ウ 二以上の入札書を提出した者

エ 二以上の者の代理をした者

④ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

⑤ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑦ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

⑧ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑨ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(7) その他

① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。

② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。

③ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

④ 入札は当法人の理事、監事及び評議員の立ち合いによるものとする。

⑤ 県から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

8 落札者の決定

(1) 予定価格を下回った者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2) 初回入札において予定価格を下回らない場合は、再度入札を実施する。再度入札は

3回まで実施する。

ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入札は行わない。また、再度入札に参加する者が1者のみとなった場合の再度入札は、当該再度入札のみとし、その後の再度入札は行わない。

- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）。

なお、随意契約の交渉に当たっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。

- ① 契約額は予定価格以下であること
- ② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
- ③ 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと
- ④ 契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること

- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。（くじ引きの方法は棒引きとする。）

9 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。ただし、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）による工事履行保証措置を講じること（工事完成保証人制度は採用しない。）。
- (3) 契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (4) 一括下請負契約を行わないこと。
- (5) 本契約の締結は、県が結果を確認し当法人の理事会での承認を受けた後とする。
- (6) 建設業法（昭和22年法律第54号）及び独占禁止法に抵触する行為を行わないこと。
- (7) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
- (8) 請負代金の支払い時期に関しては、入札説明書より別に定めるとおりとする。
- (9) その他詳細事項については、入札説明書等により別に定めるとおりとする。

10 その他

- (1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。

以上